

四万温泉協会 手荷物一時預かり約款

一般社団法人 四万温泉協会

TEL 0279-64-2321

営業時間 8:30～17:15 (年末年始時短営業)

※下記チェックボックスに☑を入れて下さい

1. 預入できないもの
- (1) 現金その他、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
 - (2) 遺骨、位牌、美術品全般
 - (3) 動物・植物・魚介類
 - (4) 揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
 - (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
 - (6) 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの
 - (7) 法律で所持携帯を禁じられたもの
 - (8) その他保管に適さないと認められるもの
2. 預入を拒否する者
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。
 - (2) 利用者が暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (3) 当協会に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者であると認められるとき。
3. 預入料金
- ・小サイズ (バッグ・リュックサイズなど) : 1個 300円 (税込)
 - ・大サイズ (スーツケースサイズなど) : 1個 500円 (税込)
4. 利用時間
- 午前9:00～午後4時30分まで (※年末年始は時短営業 10:00～15:30)
- ※当日、期間を過ぎた場合、1回分の追加料金を加算します。以後同等。
5. 預入期間経過後の処理
- 預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から手荷物預かり後、7日間を超えて受取りに来られなかった場合は処分させていただきます。
6. 預入できない物を預けた場合等の処理
- 預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項 (預入できないもの) に該当する疑いのある時は、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。
7. 事故による責任
- 次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。
- (1) 1. (預入できないもの) に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
 - (2) 天災事変等の不可抗力による場合
 - (3) 司法権等の発動により関係官公署から、週用品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
 - (4) 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
 - (5) その他、当方の責めに帰さない場合
8. 個人情報の取扱い
- 本サービス提供のため、当協会が知り得た個人情報については、本サービスの遂行のために使用するものとします。

預入日 年 月 日 代表者署名 _____